第二十二条の二の三第二項	の締結	の締結の媒介等
法第二十六条第一項各号	法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項各号	
第二十二条の二の三第三項	電気通信事業者が	届出媒介等業務受託者が
	当該電気通信事業者の法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第九項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。	当該届出媒介等業務受託者の第三十九条第二項に規定する届出番号を含む。

2　法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、第二十二条の二の三第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「の締結」とあるのは、「の締結の媒介等」と読み替えるものとする。

3　法第七十三条の三において準用する法第二十七条の二第二号の総務省令で定める行為は、第二十二条の二の十三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「勧誘である旨」とあるのは、「勧誘である旨及び当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者」と読み替えるものとする。

4　法第七十三条の三において準用する法第二十七条の二第三号の総務省令で定める行為は、第二十二条の二の十三第二項の規定を準用する。

（移動電気通信役務に関する規定の準用）

第四十条の二　法第七十三条の三において準用する法第二十七条の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供及び法第七十三条の三において準用する同項第二号の総務省令で定める料金その他の提供条件については、それぞれ第二十二条の二の十六及び第二十二条の二の十七の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十二条の二の十六第一項第二号	法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者	法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者であつて届出媒介等業務受託者に移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をしたもの（以下この条において「委託電気通信事業者」という。）
	同型機種をいう。	同型機種をいう。以下この号において同じ。